



水痘（水ぼうそう）予防接種について

水痘とは、ウイルスによって引き起こされる、発疹を伴う急性の感染性疾患です。このウイルスは強い感染力を持ち、空気感染することから、毎年国内で、約 100 万人の患者が発生しているとされ、そのほとんどが 9 歳以下の子どもです。

●接種対象年齢

生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者

※ 1 歳誕生日の前日から 3 歳誕生日の前日までとなります。

●接種方法

乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、合計 2 回皮下に注射する。3 月以上の間隔をおくものとして、接種量は毎回 0.5ml とする。

●接種間隔

1 歳以上で 1 回目を接種後、3 月以上の間隔をおいて 2 回目を接種

（標準的な接種間隔）

生後 12 月から生後 15 月に至るまでに 1 回目の接種を行い、2 回目は 1 回目接種終了後 6 月から 12 月までの間隔をおいて 1 回行う。

●その他

- ・既に水痘に罹患した（かかった）ことがある者は接種対象外となります。
- ・任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなします。

○水痘ワクチンの概要（副反応を含む）

水痘帯状疱疹ウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。副反応としては、ときに発熱・発しんなどの症状が出ます。まれにアナフィラキシー様症状や急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応があらわれることがあります。

○予防接種による健康被害救済制度

この予防接種による万が一の健康被害発生時には、予防接種法による給付を受けることができます。

◎次の人は予防接種を受けることができません。

- (1) 明らかに発熱（通常 37.5 度以上）をしている人
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- (3) 当該疾病に係る予防接種の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある人
- (4) その他、医師が不適当な状態と判断した人

この予防接種は防衛省からの交付金を使って実施しています。